

## 令和7年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：令和7年6月12日（木）  
午前10時から午前11時30分  
場 所：沖縄県議会棟3階301会議室  
事務局：こども若者政策課長  
青少年若者育成班長（司会）  
青少年若者育成班主幹

### 1 概略

審議の前に、司会から委員3名はあらかじめ欠席の連絡があったことを報告し、出席委員12名での審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、こども未来統括監は、審議会委員12名に委嘱状を交付し、あいさつを行った。

続いて、審議会会長を選出し、事務局から審議会の概要説明後、会長の進行により、いじめによる重大事態再調査部会委員5名の指名を行った。

次に、少年非行の現状について、沖縄県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター所長が講話を実施し、その後、有害図書の内容変更について審議を行った。

審議終了後は、事務局から昨年度の青少年健全育成の取組等について報告を行い、審議会を閉会した。

#### 【会次第】

- (1) 開会
- (2) 任命書交付式
- (3) 沖縄県こども未来統括監あいさつ
- (4) 会長互選、いじめ部会委員の指名
- (5) 自己紹介
- (6) 審議会概要説明
- (7) 講話：少年非行等の概況について  
(沖縄県警察本部生活安全部少年サポートセンター所長)
- (8) 審議（有害図書の名称変更について）

### 2 審議状況

会長	私が議事進行を務めさせていただきます。 それでは、玉城知事から有害図書の名称変更について諮問がありますので審議していきたいと思っております。 まず審議会の概要について、事務局から説明して下さい。
事務局	それでは、御審議いただきます事項について説明いたします。

別冊資料の1ページをご覧ください。

審議事項の沖縄県青少年保護育成条例に定める「有害図書」の広報における名称変更についての概要となります。

審議内容としまして、青少年の健全育成を目的として、沖縄県青少年保護育成条例に基づき指定する「有害図書」について、「有害」という言葉を用いて広報することにより、県民に誤解を与える可能性があることから、広報における名称変更について、審議会へ諮るものです。

1ページの下のは、名称の変更前、変更後となっております。

2ページは、概要の具体的説明となっております。

4ページでは、「有害図書等の指定」の流れを載せております。

今回、玉城知事から、有害図書等の名称変更について、審議会資料4ページのとおり、諮問がございます。

「有害図書」という名称が条例の趣旨に沿って適切なのか。適切でなければ改めるべきかについて、審議会での審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長            それでは、委員の皆様から、ご意見などがあればお聞かせ頂きたいと思えます。

ご意見や質問のある方は、挙手をお願いします。

委員            条例は改正せずに、対外的に名称を使う際に変更するということか。

事務局        そのとおりです。

委員            前年度の審議会の際、有害図書の実物を見せていただいた。  
作家さんたちのご意見は分かるし、表現の自由についても分かる。  
ただ、昨年度の審議会（有害図書の審議）で、私が見せてもらったものは、明らかに成人が見てもよろしくないものだった。  
すごいどぎつい写真とか内容でどうしようというものだった。  
名称の変更は、いたしかたないと思う。全体的な話なので。  
私たちの趣旨としては、青少年に悪影響があるというのを知らしめた  
いっていうところ。

何条指定図書と変更することで、県民の皆さんに伝わるかというのは少しくエッションがつくという感想です。

会長            「～条指定図書」という表記は、しっかりと伝わらないんじゃないか

というご意見ですね。

変更するのは良いけれども、伝わりやすいように何か工夫してもよいのではないかということですね。

委員 具体的にあるわけではない。作家さんたちが言うのも分かる。

会長 作家さんたちの意見なども慮れば、名称変更するのは適切だと考えられるが、青少年に向けての周知という点で考えればもう少し工夫の余地があるのではないかということですね。

委員 一般の県民が見て、なんだこれはとなるのでは。  
具体的にわかりやすい表現があるわけではないですが。  
条例がなんとかとなると、県民の方はピンとこないのでは。

会長 大阪や東京は、「～条指定図書」とだけしているのか。  
括弧がきや、説明がついたりした長い表記になっているのか。

事務局 東京、大阪のどちらも何条指定図書というような表記としている。

会長 大阪、東京のような「～条指定図書」と表記とするのか。  
有害や不健全というような文言が好ましくないという意見があるので

委員 子供目線からすると、危険とかいてあると、かえって危険なところに入りたくなるのでは。

有害とかいてあると、逆にどういうものなのかと興味が出てきたりするのでは。

こども目線からみるとどうなのか。  
何が適切な言葉かは思いつかないが。

委員 大事なことは、取り扱う大人達がどう認識するか。  
子ども達が有害図書という言葉把握して、なにかにあたっていくというのは考えにくい。

やはり販売する例えば書店側が、見せたらいけないものだということを認識するところに大きな意味があると思う。

確かに「有害」という言葉は結構一人歩きする。

この書物は有害図書という、有害というは、あくまでも青少年にと

って有害ということだが、一般的に有害ととる人もいる。

個人的には、なんであんなのが出版されているだということもある。  
ただ、それは規制できないので。

「有害」や「不健全」という言葉は、どうしてもインパクトが強い言葉だと思う。

確かに「～条指定図書」と聞いたら、正直、なんだろうこれと思う。

東京、大阪などが名称を変えたり、他県でも検討している動きがある。

大事なことは、「～条指定図書」が、どういったものなのかを広く周知することに力を注ぐべきではないかと思う。

委員

コンビニのはなしでいえば、だいたい雑誌を扱っている店舗が減っている。県内337店舗あるうち、雑誌を販売している店舗は、60～70店舗に減っている。その他の店舗は売り場に書籍がない。

有害図書を販売しないように取り組んできた。

販売側が理解して、この本は仕入れない、販売しないと決めてしまえば、目に触れる機会を減らすことができる。

我々大人側で、しっかりと認識すれば良いのではないか。

会長

何条指定図書という表記は、ぱっと見てよくわからないところもあるが、それでも十分意義があるのではということですかね。

委員

青少年に対する有害図書という言葉は、大人に対しても有害という印象を与える。

大人は健全である必要はないと考える

言葉の使い方は、あるのかなと思う。

事務局

審議会資料11ページをご覧ください。

条例第12条の中で、有害図書の定義などが示されております。

このあたりの書きぶりを踏まえて、広報していくことが出来れば。

説明されている内容を周知していく必要がある。

県の方でも伝わりやすいように周知広報を図っていければ。

会長

12条指定図書とすること、それを県の公報で周知するというところでよろしいでしょうか。

いろいろご意見があると思います、どれだけの人が公報をみるかということもある。

今回は、青少年に対してというのを念頭に、周知徹底をしていくということですね。

委員 30年前は、（有害図書は）店員の後ろに置いてあったり、18歳未満は購入できなかった。

18歳未満が入れないような店になっていたとおもう。

入店できないような店にしていくのも必要だと思う。

大人がどう考えるか。

会長 それでは、まとめさせていただきます。

今回に関しましては、12条指定図書と表記することとし、その広報に努めることとしたいと思います。

会長 質問はございませんか。

特に質問はないようですので、審議を終了します。

～ 議事終了 ～

以 上